

令和7年度酒田港モーダルシフト等促進助成実施要綱

(目的及び交付)

第1条 “プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会（以下「ポートセールス協議会」という。）は、物流の2024年問題への対策として、道路の陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトを促し、酒田港に就航する定期コンテナ航路（以下「酒田港定期コンテナ航路」という。）のコンテナ貨物量の増加を図るため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成対象者に経費の一部を助成する。

(定義)

第2条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 荷主

外貨貨物にあっては、船荷証券（B/L）上の荷送人若しくは荷受人（以下「B/L荷主」という。）又は船荷証券（B/L）に記載のない実質上の荷送人若しくは荷受人等（以下「実質上の荷主等」という。）をいい、内貨貨物にあっては、実質上の荷主等をいう。ただし、共に日本国内に主たる事業所を有する者とする。

(2) T E U

コンテナ貨物量を表す単位で、20フィートコンテナ1個を1T E Uとし、40フィートコンテナ1個を2T E Uとする。

(3) F C L

コンテナ1個を単位として発送される大口貨物をいう。

(4) 発着港

出港地又は着港地のいずれかに酒田港を含むものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、F C Lの荷主であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、別に定める「令和7年度酒田港コンテナ転換支援助成実施要綱」に基づく助成交付決定者は、対象外とする。

(1) 助成金を申請した日（以下「申請日」という。）の属する年度の前3か年度内の各年度のうち、酒田港定期コンテナ航路利用取扱貨物量の合計（以下「酒田港コンテナ貨物量」という。）が最も多い年度の酒田港コンテナ貨物量（以下「最高貨物量」という。）と比べ、次条に規定する助成対象期間中の輸出入・移出入の酒田港コンテナ貨物量を30T E U以上かつ2割以上増加させた荷主。ただし、ポートセールス協議会がやむを得ない事情があると認めるときは、次条の規定にかかわらず、別に定める助成対象期間中の酒田港コンテナ貨物量の実績を要件とする。

(2) 申請日の属する年度の前3か年度に酒田港定期コンテナ航路の利用がなく、令和7年度に同航路を利用し、次条に規定する助成対象期間中の輸出入・移出入の酒田港コンテナ貨物量が30T E U未満の荷主

(3) 酒田港定期コンテナ航路のうち、内航定期航路（輸出入以外）を利用した荷主

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(助成対象貨物量の算定及び助成金額)

第5条 助成対象貨物量及び助成金の額は、次の各号のとおりとする。ただし、1荷主に対する助成金の上限額は、第1号及び第2号にあっては100万円、第3号のアにあっては100万円、イにあっては20万円とする。

(1) 第3条第1号に該当する荷主の助成対象貨物量は、助成対象期間中の酒田港コンテナ貨物量のうち、申請日の属する年度の前3か年度内の各年度の最高貨物量を超えた分の貨物量とし、助成金の額は、1T E U当たり30,000円とする。

(2) 第3条第2号に該当する荷主の助成対象貨物量は、助成対象期間中の酒田港コンテナ貨物量とし、助成金の額は、1T E U当たり30,000円とする。

(3) 第3条第3号に該当する荷主の助成対象貨物量又は経費は、助成対象期間中の酒田港コンテナ貨物量に係る内貿利用貨物量(T E U)又は内貿利用貨物に係る海上運賃、国内陸上輸送費、国内荷役料若しくは梱包料等とし、助成金の額は、それぞれ次に定める額とする。

ア 内貿利用貨物にあっては、発着港から発着地までの陸送距離の区分に応じ、次の(ア)から(ウ)までに定める金額とする。

(ア) 100km 未満 助成対象貨物量1 T E U当たり 7,500 円

(イ) 100km 以上 150km 未満 助成対象貨物量1 T E U当たり 10,000 円

(ウ) 150km 以上 助成対象貨物量1 T E U当たり 15,000 円

イ 内貿利用貨物に係る海上運賃、国内陸上輸送費、国内荷役料、梱包料等にあっては、助成対象経費の2分の1の額とする。

2 ポートセールス協議会は、前項の規定にかかわらず、助成金交付申請額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で助成対象事業者を選定し、又は助成金額を調整する場合がある。

(事業計画書の提出)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年9月30日までに、必要書類を添えて、酒田港モーダルシフト等促進助成事業計画書（様式第1号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。ただし、ポートセールス協議会が必要と認める場合は、令和7年11月30日まで当該期限を延長することができるものとする。

2 ポートセールス協議会は、前項の規定による事業計画書を受け付けた場合は、当該書類の審査を行い、助成対象の要件に合致すると認めるときは、酒田港モーダルシフト等促進助成内示通知書（様式第2号）により申請者に対して助成金の額を内示するものとする。ただし、内示額は、事業計画書に記載された計画取扱量等に対して担保する助成金の額であり、交付額を確定するものではない。

3 ポートセールス協議会は、前項及び次項に定める助成金の内示又は内示の変更をする場合に、次に掲げる事項を条件とするものとする。

(1) 申請者は、次のいずれかに該当する場合には、該当することが判明した時点で速やかに、事前に事業計画変更承認申請書（様式第3号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。

ア 第3条に定める助成対象者の要件を満たさないことが明らかとなった場合

イ 要綱第5条第1項第1号、第2号及び第3号アに定める助成対象貨物量が増加する場合又は20%を超える減少が生じる場合

ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 申請者は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにポートセールス協議会に報告してその指示を受けなければならない。

4 ポートセールス協議会は、前項に定める事業計画変更承認申請書を受け付けた場合は、当該書類の審査を行い、助成対象の要件に合致すると認めるときは、酒田港モーダルシフト等促進助成変更内示通知書（様式第4号）により申請者に対して内示額の変更を通知するものとする。ただし、変更内示額は、変更後の事業計画書に記載された計画取扱量等に対して担保する助成金の額であり、交付額を確定するものではない。

(交付申請)

第7条 前条第2項に規定する内示又は同条第4項に規定する変更内示を受けた申請者は、それぞれ次に掲げる期限までに、酒田港モーダルシフト等促進助成交付申請書兼実績報告書（様式第5号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。ただし、第2号の申請は、第1号の申請により第5条第1項に規定する上限額を超過する場合は、不要とする。

(1) 令和7年4月1日から令和8年1月31日までの実績に基づく交付申請
事業完了後30日を経過する日又は令和8年2月10日のいずれか早い日

(2) 令和8年2月1日から令和8年3月31日までの実績に基づく交付申請
事業完了後30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日

2 申請者は、次に掲げる書類を前項の申請書に添付するものとする。

(1) 実績の根拠資料

(2) その他、ポートセールス協議会が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 ポートセールス協議会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、適正と認める場合は、助成金の額を確定し、酒田港モーダルシフト等促進助成交付決定通知書兼額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 ポートセールス協議会は、前項の規定による審査の過程において、海運貨物取扱業者等関係者に照会することができる。

(助成金の返還)

第9条 ポートセールス協議会は、虚偽の申請又は不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施について必要な事項は、ポートセールス協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年度酒田港モーダルシフト等促進助成実施要綱

様式

様式一覧

様式番号	様式名称	用途
様式第1号	酒田港モーダルシフト等促進助成事業計画（実績）書	・申請者が協議会に事業計画書を提出する際に使用 ・申請者が協議会に事業計画変更承認申請書を提出する際に様式第3号に添付 ・申請者が協議会に助成金交付申請をする際に様式第5号に添付
様式第2号	酒田港モーダルシフト等促進助成内示通知書	協議会が酒田港モーダルシフト等促進助成事業計画書（様式第1号）を受理した際に内示額の通知に使用
様式第3号	事業計画変更承認申請書	申請者が協議会に対して事業計画の変更等を承認申請する際に使用
様式第4号	酒田港モーダルシフト等促進助成変更内示通知書	協議会が事業計画変更承認申請書（様式第3号）を受理した際に内示額の変更通知に使用
様式第5号	酒田港モーダルシフト等促進助成交付申請書兼実績報告書	対象荷主が協議会に助成金交付申請する際に提出
様式第6号の1	荷主確認書	実質上の荷主等が申請する場合に様式第5号に添付
様式第6号の2	添付書類に係る申出書	実質上の荷主等が申請する場合で、様式第6号の1の提出が困難な場合に、様式第5号に添付 ※貨物との関わりを示す書類の提出が必要
様式第7号の1	貨物照会承諾書（B/L荷主用）	様式第5号に添付 B/Lの写しを添付する場合は不要
様式第7号の2	貨物照会承諾書（実質上の荷主等用）	実質上の荷主等が実績報告する場合に様式第5号に添付
様式第7号の3	貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書	実質上の荷主等が申請する場合で、様式第7号の2の提出が困難な場合に、様式第5号に添付 ※貨物との関わりを示す書類の提出が必要
様式第8号	酒田港モーダルシフト等促進助成交付決定通知書兼額確定通知書	協議会が申請者に対して助成金額の交付を決定し、額を確定した際に使用
様式第9号	酒田港モーダルシフト等促進助成実績報告に係る取扱貨物量の確認について（照会）	協議会が海運貨物取扱業者等に照会するときに使用
様式第9号別紙	取扱貨物証明書	海運貨物取扱業者等が協議会から照会を受けた時に使用する証明様式

交付申請書兼実績報告書（様式第5号）の添付書類

区分	添付書類
申請者が貨物のB/L荷主である場合 ※①又は②のいずれかを添付	様式第1号 + ①B/Lの写し（R4年度～R7年度のコンテナ貨物分） ②様式第7号の1
申請者が貨物の実質上の荷主等の場合 ※①又は②のいずれかを添付 但し、②は①によりがたい場合のみ添付可 ※③～⑤のいずれかを添付 但し、⑤は③④によりがたい場合のみ添付可	様式第1号 + ①様式第6号の1 ②様式第6号の2 + 貨物との関わりを示す書類 ③B/Lの写し（R4年度～R7年度のコンテナ貨物分） + ④様式第7号の2 ⑤様式第7号の3 + 貨物との関わりを示す書類

様式第1号(第6条第1項、第7条第1項関係)

〒

住所（所在地）
申請者 氏名又は名称
及び代表者職氏名

酒田港モーダルシフト等促進助成事業計画（実績）書

申請区分：第5条第1項（ ） に基づく申請

時期	輸(移)出又は輸(移)入	B L 荷主	TEU	貨物内容	取引国	最終荷主
合計						

※行は適宜追加すること。

令和 年 月 日

(申込者名) ○○ ○○ 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子

酒田港モーダルシフト等促進助成内示通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあった標記助成金については、下記のとおり内示します。

記

内示額 _____ 円

ただし、令和7年度酒田港モーダルシフト等促進助成実施要綱（以下「要綱」という。）第6条第3項の規定により、次に掲げる事項を内示に付する条件とする。

- (1) 申請者は、次のいずれかに該当する場合には、該当することが判明した時点で速やかに、事前に事業計画変更承認申請書（要綱様式第3号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。
 - ア 要綱第3条に定める助成対象者の要件を満たさないことが明らかとなった場合
 - イ 要綱第5条第1項第1号、第2号及び第3号アに定める助成対象貨物量が増加する場合又は20%を超える減少が生じる場合
 - ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 申請者は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにポートセールス協議会に報告してその指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

住所（所在地）
申請者 氏名又は名称
及び代表者職氏名

事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付けで助成金の内示の通知があった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、令和7年度酒田港モーダルシフト等促進助成実施要綱第6条第3項の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

「酒田港モーダルシフト等促進助成事業計画書（様式第1号）」記載のとおり

＊変更後の内容とともに、変更前の内容もかっこ書きで併記すること

令和 年 月 日

(申込者名) ○○ ○○ 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子

酒田港モーダルシフト等促進助成変更内示通知書

令和 年 月 日付けで事業計画変更承認申請のあった標記助成金については、下記の内示額に変更します。

記

変更後の内示額 _____ 円

ただし、令和7年度酒田港モーダルシフト等促進助成実施要綱（以下「要綱」という。）第6条第3項の規定により、次に掲げる事項を内示に付する条件とする。

- (1) 申請者は、次のいずれかに該当する場合には、該当することが判明した時点で速やかに、事前に事業計画変更承認申請書（要綱様式第3号）をポートセールス協議会に提出しなければならない。
 - ア 要綱第3条に定める助成対象者の要件を満たさないことが明らかとなった場合
 - イ 要綱第5条第1項第1号、第2号及び第3号アに定める助成対象貨物量が変更後の計画から増加する場合又は20%を超える減少が生じる場合
 - ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 申請者は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにポートセールス協議会に報告してその指示を受けなければならない。

酒田港モーダルシフト等促進助成交付申請書 兼 実績報告書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

住 所
申請者 氏名又は名称
及び代表者職氏名

次のとおり、酒田港定期コンテナ航路を利用したいので、「令和7年度酒田港モーダルシフト等促進助成実施要綱」（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、助成金の交付を申請します。

助成金申請額 _____ 円

= (e)、(h) 又は (k + n) ※申請額上限：1,000,000円
= (p) ※申請額上限：200,000円

1 荷主区分 (いずれかを○で囲む)	① B/L荷主（船荷証券(B/L)上の荷送人又は荷受人） ② 実質上の荷主等（船荷証券(B/L)に記載のない実質上の荷送人又は荷受人等） ※貨物ごとに区分が異なる場合は、両方とも○で囲む					
2 B/L荷主 *上記1で②に○を付けた場合記入	住所		氏名			
	住所		氏名			
	住所		氏名			
3 コンテナ貨物量 (酒田港) *詳細は事業実績（様式第1号）参照 *実績がない場合は○を記入	区 分	輸 出 / 移 出		輸 入 / 移 入		合 計
		主な取扱品目	取扱貨物量	主な取扱品目	取扱貨物量	
	R7年度 (実績)		TEU		TEU	TEU
	R6年度 (実績)		TEU		TEU	TEU
	R5年度 (実績)		TEU		TEU	TEU
R4年度 (実績)		TEU		TEU	TEU	
4 助成対象要件の確認 *上記3でR4～R6年度の取扱貨物量が0の場合記入	令和7年度 酒田港利用開始日	令 和 年 月 日				
	該当する場合✓を記入	☐ 当該助成対象貨物は、申請日の属する年度の前3か年度において貨物品名、取扱貨物保管所、国内の貨物送付先又は調達先等が同一で他の荷主が取り扱っていた貨物ではない。				
5 モーダルシフト等促進 助成金申請額の算定 ※ 要綱第3条第3号（第5条第1項第3号ア）の単価は以下のとおり 発着港⇄発着地陸送距離 100km未満: 7,500円/TEU 100km以上150km未満: 10,000円/TEU 150km以上: 15,000円/TEU	◆要綱第3条第1号該当荷主 ※「前3か年度の最高実績」は実績がない場合○と記入					
	単価	R7年度取扱貨物量	前3か年度の最高実績	助成金算定にかかる取扱貨物量		助成金申請額の算定
	30,000円(a)	TEU(b)	TEU(c)	(b)-(c) TEU(d)		(a) × (d) 円(e)
	◆要綱第3条第2号該当荷主					
	単価	R7年度取扱貨物量 (助成対象貨物量)	助成金申請額の算定			
	30,000円(f)	TEU(g)	(f) × (g) 円(h)			
	◆要綱第3条第3号（第5条第1項第3号ア）該当荷主					
	単価（※）		取扱貨物量		助成金算定額	
	円(i)		TEU(j)		(j) × (i) 円(k)	
	出発地から出港地までの陸送距離		住所（出発地/出港地）			
km		/				
◆要綱第3条第3号（第5条第1項第3号イ）該当荷主						
単価（※）		取扱貨物量		助成金算定額		
円(l)		TEU(m)		(m) × (l) 円(n)		
着港地から到着地までの片道距離		住所（着港地/到着地）				
km		/				
※出港地又は着港地に酒田港を含むこと。						
◆要綱第3条第3号（第5条第1項第3号イ）該当荷主						
助成対象経費		助成金請求額				
円(o)		(o) × 1/2 円(p)				

6 申請者連絡先	担当者所属・氏名： 電話番号：		
7 助成金振込先	銀行名： 支店名： 口座種別：（いずれかを○で囲む） 普通 ・ 当座 口座番号： 口座名義人（加）：		
8 必要書類の添付 （添付した書類の 区分を○で囲む）	申請者がB/L荷主である貨物分 （①又は②を添付）	酒田港モーダルシフト等促進助成事業実績書（様式第1号） + ① 船荷証券（B/L）の写し ② 貨物照会承諾書（B/L荷主用）（様式第7号の1）	
	申請者が実質上の荷主等である貨物分 （①又は② + ③～⑤のいずれかを添付）	酒田港モーダルシフト等促進助成事業実績書（様式第1号） + ① 荷主確認書（様式第6号の1） ② 添付書類に係る申出書（様式第6号の2）及び当該貨物との関わりを示す書類 ※添付書類に係る申出書（様式第6号の2）は、荷主確認書（様式第6号の1）の添付が困難な場合にのみ添付可。 + ③ 船荷証券（B/L）の写し ※B/Lの写しはR4～R7年度のコンテナ貨物分 ④ 貨物照会承諾書（実質上の荷主等用）（様式第7号の2） ⑤ 貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書（様式第7号の3）及び当該貨物との関わりを示す書類 ※貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書（様式第7号の3）は、貨物照会承諾書（実質上の荷主等用）（様式第7号の2）の添付が困難な場合にのみ添付可。 ※貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書（様式第7号の3）に添付する当該貨物との関わりを示す書類は、交付申請時に提出済の分を除く。	
※ 9 要綱第3条第1号ただし書の適用理由（該当する場合のみ）			
参 考	酒田港以外の利用港と年間取扱貨物数量（R7年度計画） _____港 （概ね T E U） _____港 （概ね T E U）		

※ 内示後に増額変更を求める場合は、事前に事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出する必要があります。
ただし、助成金交付申請額の合計が予算額の上限に達した場合は、受付を停止する場合があります。

事務局使用欄	受付日	年 月 日	交付決定	適 ・ 否
交付決定額	申請額と同額 ・ 申請額と異なる額（ 円）			
特記事項				

6 申請者連絡先	担当者所属・氏名： 〇〇部〇〇〇〇課 〇〇〇〇 電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	
7 助成金振込先	銀行名： 〇〇銀行 支店名： 〇〇〇支店 口座種別：（いずれかを○で囲む） <u>普通</u> ・当座 口座番号： 〇〇〇〇〇〇 口座名義人（加）： ヤマガタボウエキカブシキガイシャ	
8 必要書類の添付 （添付した書類の区分を○で囲む）	申請者がB/L荷主である貨物分 （①又は②を添付）	酒田港モーダルシフト等促進助成事業実績書（様式第1号） + ① 船荷証券（B/L）の写し ② 貨物照会承諾書（B/L荷主用）（様式第7号の1）
	申請者が実質上の荷主等である貨物分 （①又は②+③～⑤のいずれかを添付）	酒田港モーダルシフト等促進助成事業実績書（様式第1号） + ① 荷主確認書（様式第6号の1） ② 添付書類に係る申出書（様式第6号の2）及び当該貨物との関わりを示す書類 ※添付書類に係る申出書（様式第6号の2）は、荷主確認書（様式第6号の1）の添付が困難な場合にのみ添付可。 + ③ 船荷証券（B/L）の写し ※B/Lの写しはR4～R7年度のコンテナ貨物分 ④ 貨物照会承諾書（実質上の荷主等用）（様式第7号の2） ⑤ 貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書（様式第7号の3）及び当該貨物との関わりを示す書類 ※貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書（様式第7号の3）は、貨物照会承諾書（実質上の荷主等用）（様式第7号の2）の添付が困難な場合にのみ添付可。 ※貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書（様式第7号の3）に添付する当該貨物との関わりを示す書類は、交付申請時に提出済の分を除く。
※ 9 要綱第3条第1号ただし書の適用理由（該当する場合のみ）	想定していたコンテナ貨物が悪天候が続き、運行為停止され、当初想定量に満たなかったため。	
参 考	酒田港以外の利用港と年間取扱貨物数量（R7年度計画） 〇〇港 （概ね100TEU） 〇〇港 （概ね50TEU）	

※ 内示後に増額変更を求める場合は、事前に事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出する必要があります。
ただし、助成金交付申請額の合計が予算額の上限に達した場合は、受付を停止する場合があります。

事 務 局 使 用 欄	受 付 日	年 月 日	交付決定	適 ・ 否
交 付 決 定 額	申請額と同額 ・ 申請額と異なる額（ 円）			
特 記 事 項				

様式第6号の1
(要綱第7条第1項関係。実質上の荷主等が申請する場合に様式第5号に添付。)

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人
住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

荷 主 確 認 書

下記の者が、添付の船荷証券（B/L）に記載されている貨物の実質上の荷主等であり、令和7年度酒田港モーダルシフト等促進助成実施要綱に基づき助成を受けることを認めます。

記

住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

◆当該資料の発行責任者及び担当者（所属/職/氏名/電話番号）

発行責任者：	(電話番号)
担 当 者：	(電話番号)

【記入にあたっての確認事項】
※ 責任と権限のある方が確認してください。
※ 「◆当該資料の発行責任者及び担当者」については、船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人で当該資料の発行責任者及び担当者を記入してください。
※ 発行責任者とは、代表取締役、支店長・営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員です。
※ 担当者とは、本取引に関する事務を担当する者です。
※ 発行責任者及び担当者は同一人物でも可です。その場合、「同上」と記載してください。

様式第6号の2(第7条第1項関係。実質上の荷主等が申請する場合に様式第5号に添付。様式第6号の1の提出が困難な場合にのみ使用。)

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

申 請 者
住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

添付書類に係る申出書

下記の船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人について、荷主確認書（様式第6号の1）の提出が困難であるため、これに代えて貨物との関わりを示す書類を提出します。

記

1 船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人
住 所
氏名又は名称

2 申請貨物のうち上記1の者が船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人となっている貨物

	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度 (計画)
輸出(移出)又は輸入 (移入)				
主な取扱品目				

3 貨物との関わりを示す書類
(令和4年度から令和7年度までの貨物との関わりを示す書類)

【記入にあたっての確認事項】

※ 「添付書類に係る申出書」及び「貨物との関わりを示す書類」は、上記1の者から助成金の交付申請がなかった場合に限り申請書の添付書類と認めます。

※ 上記2の貨物に係る助成金が申請者へ交付された後は、上記1の者等からの異議等については申請者による対応となります。

※ 必要に応じて、上記1に記載の船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人へ確認させていただきます場合があります。

様式第7号の1(様式第5号に添付。ただし、B/Lの写しを添付している場合は不要。)

貨物照会承諾書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

申請者
住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

令和 年 月 日付けで提出した令和7年度酒田港モーダルシフト等促進助成交付申請書兼実績報告書(様式第5号)について、貴協議会が当該助成要件等を確認するため、令和7年度酒田港モーダルシフト等促進助成実施要綱第8条第2項の規定により、海運貨物取扱業者等関係者に照会することを承諾いたします。

【記入にあたっての確認事項】

関係者への照会は助成要件の確認のために必要な限度で行い、得た情報はこの目的以外で使用することはありません。

様式第7号の2(実質上の荷主等が実績報告する場合に様式第5号に添付。B/Lの写しの添付を省略する場合に使用。)

貨物照会承諾書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人
住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

下記の者が、下記2の貨物の実質上の荷主等であり、貴協議会が当該助成要件等を確認するため、令和7年度酒田港モーダルシフト等促進助成実施要綱第8条第2項の規定により、海運貨物取扱業者等関係者に照会することを承諾いたします。

記

1 助成を受けようとする者
住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

2 当社が船荷証券（B/L）上の輸(移)出入者となっている上記1の者の貨物

令和4年4月1日から令和8年1月31日／令和8年3月31日までの取扱貨物（F C L）

	輸出/移出		輸入/移入		合計
	主な取扱品目	取扱貨物量	主な取扱品目	取扱貨物量	
令和7年度		TEU		TEU	TEU
令和6年度		TEU		TEU	TEU
令和5年度		TEU		TEU	TEU
令和4年度		TEU		TEU	TEU

※実績がない場合は0を記入してください。

◆当該資料の発行責任者及び担当者（所属/職/氏名/電話番号）

発行責任者：	（電話番号）
担 当 者：	（電話番号）

【記入にあたっての確認事項】

※ 責任と権限のある方が確認してください。

※ 関係者への照会は助成要件の確認のために必要な限度で行い、得た情報はこの目的以外で使用することはありません。

※ 「◆当該資料の発行責任者及び担当者」については、船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人で当該資料の発行責任者及び担当者を記入してください。

※ 発行責任者とは、代表取締役、支店長・営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員です。

※ 担当者とは、本取引に関する事務を担当する者です。

※ 発行責任者及び担当者は同一人物でも可です。その場合、「同上」と記載してください。

様式第7号の3(実質上の荷主等が実績報告する場合に様式第5号に添付。様式第7号の2の提出が困難な場合にのみ使用。)

貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子 様

申 請 者

住 所

氏名又は名称

及び代表者職氏名

令和 年 月 日付けで提出した令和7年度酒田港モーダルシフト等促進助成
交付申請書兼実績報告書（様式第5号）について、貴協議会が当該助成要件等を確認す
るため、令和7年度酒田港モーダルシフト等促進助成実施要綱第8条第2項の規定によ
り、海運貨物取扱業者等関係者に照会することを承諾いたします。

また、下記の船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人について、様式第7号の2の
提出が困難であるため、これに代えて貨物との関わりを示す書類を提出します。

記

1 船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人

住 所

氏名又は名称

2 申請貨物のうち上記1の者が船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人となっている貨物

令和4年4月1日から令和8年1月31日／令和8年3月31日までの取扱貨物（F C L）

	輸出/移出		輸入/移入		合計
	主な取扱品目	取扱貨物量	主な取扱品目	取扱貨物量	
令和7年度		TEU		TEU	TEU
令和6年度		TEU		TEU	TEU
令和5年度		TEU		TEU	TEU
令和4年度		TEU		TEU	TEU

※実績がない場合は0を記入してください。

3 貨物との関わりを示す書類

（令和4年度から令和7年度までの貨物との関わりを示す書類）

※交付申請時に貨物との関わりを示す書類として提出した分を除いて提出ください。

【記入にあたっての確認事項】

- ※ 「貨物照会承諾書・添付書類に係る申出書」及び「貨物との関わりを示す書類」は、上
記1の者から助成金の交付申請がなかった場合に限り申請書の添付書類と認めます。
- ※ 上記2の貨物に係る助成金が申請者へ交付された後は、上記1の者等からの異議等につ
いては申請者による対応となります。
- ※ 必要に応じて、上記1に記載の船荷証券（B/L）上の荷送人又は荷受人へ確認させて
いただく場合があります。

様式第8号(第8条第1項関係)

令和 年 月 日

(申請者名) ○○ ○○ 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港モーダルシフト等促進助成交付決定通知書 兼 額確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記助成金については、下記のとおり
交付決定し、額を確定したので通知します。

記

交付決定額 _____ 円

令和 年 月 日

(海運貨物取扱業者等関係者) 様

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会

代表 吉村 美栄子

酒田港モーダルシフト等促進助成実績報告に

係る取扱貨物量の確認について (照会)

酒田港モーダルシフト等促進助成の申請内容を確認するため、令和7年度酒田港モーダルシフト等促進助成実施要綱第8条第2項の規定により照会します。

つきましては、別紙証明書を確認いただき、記載の上、返送願います。

なお、このたびの照会については、別添のとおり対象者より承諾を得ております。

取扱貨物証明書

令和 年 月 日

“プロスパーポートさかた” ポートセールス協議会
代表 吉村 美栄子 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者職氏名

下記1の申請者の取扱貨物量は、下記2のとおりであることを証明します。

記

1 申請者

住 所：
氏名又は名称：

2 酒田港における定期コンテナ航路の取扱貨物（F C L）

（1）過去3か年度に酒田港定期コンテナ航路の利用実績がある荷主
令和4年4月1日から令和8年1月31日／令和8年3月31日までの年度毎の
取扱貨物（F C L）

	輸出/移出		輸入/移入		合計
	主な取扱品目	取扱貨物量	主な取扱品目	取扱貨物量	取扱貨物量
令和7年度		TEU		TEU	TEU
令和6年度		TEU		TEU	TEU
令和5年度		TEU		TEU	TEU
令和4年度		TEU		TEU	TEU

（2）過去3か年度に酒田港定期コンテナ航路の利用がない荷主
令和7年4月1日から令和8年1月31日／令和8年3月31日までの取扱貨物
（F C L）

区分	輸 出/移 出	輸 入/移 入	合 計
主な取扱品目			
取扱貨物量	TEU	TEU	TEU

令和7年度利用開始日（酒田港入港日） 令和 年 月 日